

「郵便法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集において  
提出された意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間:令和4年5月24日(火)~同年6月6日(月)  
案件番号:145209918

意見提出者一覧

意見提出者 3件(法人等:1件、個人:1件、匿名:1件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人
2	匿名
3	全国郵便局長会

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	<p>本件の「意見提出が 30 日未満の場合その理由」は何ですか？</p> <p>【個人】</p>	<p>本件は、行政手続法上の意見公募手続の対象に該当せず、任意で意見募集を実施したものであること、及び今回の郵便認証司の兼業承認手続の簡素化を早期に講じることで、兼業承認手続に時間を要することにより地域における公的な職との兼業を断らなければならない事例を減らすことができることから、意見募集期間を 30 日未満としております。</p>	無
2	<p>予備自衛官は、有事の際に自衛官としての職務を優先すべきこととなるため、承認基準の（２）を満たさず、みなし承認の手続の対象から除外すべきではないか。</p> <p>その他については賛成する。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御指摘の承認基準（２）とは、郵便法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 2 号「郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。」であると思われるところ、予備自衛官との兼業については、必要に応じ、年休又は特別休暇も取得して対応し、当該郵便認証司が不在の間は他の郵便認証司が職務を行う体制を日本郵便が構築することとしていることから、これまでも同号に適合するものとして、同項の規定に基づき兼業を承認しているところであり、みなし承認手続の対象とすることにより同号に不適合となることもないと考えております。</p> <p>また、その他の職については賛同の御意見として承ります。</p>	無
3	<p>今回の郵便法施行規則の一部を改正する省令案について、賛成します。</p> <p>全国郵便局長会は、会の目的として「郵政事業及び地域社会</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生ずるおそれがない職等を対象とした</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>の発展に寄与すること」を掲げ、今日まで活動してまいりました。</p> <p>そのため会員である郵便局長に対して、各地域から要請された公的な役職への就任については、積極的にお受けし、地域にお住まいの方々のために貢献するよう推奨してきたところで</p> <p>す。</p> <p>郵便認証司につきましては、令和2年8月の郵便法施行規則の改正により、郵便認証司に関し、日本郵便株式会社の社員という生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する消防団員への兼業について、認可手続きが簡素化され、当会としましても、これに賛成の意見を申し上げました。</p> <p>また、あわせて、消防団員以外の地域における公的な役割を担う職務への就任についても、消防団員への就任と同様に、手続きの簡素化をご検討いただきたい旨の意見を申し上げましたところ</p> <p>です。</p> <p>このようなことから、今回の郵便法施行規則の改正につきまして、消防団員以外の地域における児童委員をはじめとする14の公的な職について、消防団員と同様に承認手続きを簡素化していただくことに感謝申し上げますとともに賛成いたします。</p> <p>なお、引き続き、郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生ずる恐れがない職務等につきましては、極力、兼業承認の対象から除外し、簡素化いただきたいこと、また、人事異動等により日本郵便株式会社内で郵便認証司の職務</p>	<p>兼業承認手続きの簡素化等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>を行わなくなった者の郵便認証司資格の返上等につきましてもあわせてご検討いただければ幸甚です。</p> <p style="text-align: right;">【全国郵便局長会】</p>		